

平成25年度補正

災害時給油所地下タンク  
製品備蓄促進事業

申請者用手引書

全国石油商業組合連合会

平成26年2月

# 目次

## I. 事業内容

1. 事業概要	2
2. 申請者資格	2
3. 備蓄の対象となる拠点	3
4. 補助対象経費	3
5. 補助金の申請から交付までの流れ	4

## II. 事業応募の手続

1. 募集期間	5
2. 応募方法(提出書類)	5
3. 応募に関する注意事項	5

## III. 申請の手続

1. 申請書提出期間	6
2. 申請方法(提出書類)	6
3. 申請に関する注意事項	6

## IV. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出	8
2. 実績報告書の提出書類	8
3. 支払請求書の提出	8

## V. 備蓄燃料の保管管理等

1. 備蓄燃料の保管	9
2. 保管管理の方法・内容	9

## IV. 申請窓口・問合せ先一覧

# I. 事業内容

## 1. 事業概要

本事業は、大規模災害の発生時において、地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に対して優先給油を実施する役割を担う給油所（以下「中核給油所」という）を運営する揮発油販売業者等（※1）が、同給油所に一定の燃料の備蓄を行うことにより災害時における石油製品のサプライチェーンの維持に向けた取組に要する経費に対して、国と自治体が連携（※2）して補助する制度です。

※1 必要に応じ、医療施設又は避難施設等に対して燃料の配送を行う拠点（以下「小口配送拠点」という）も対象とすることが可能。

※2 国が備蓄に係る燃料購入費用及び初年度における燃料保管管理費用を、都道府県等が次年度以降における燃料保管管理費用を、それぞれ支援。

## 2. 申請者資格

中核給油所、小口燃料配送拠点について、それぞれ①～④の全てを満たす者であること。

### ・中核給油所の場合

①揮発油販売業者

②石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項第5号に基づき届け出を行った、もしくは中核給油所整備事業（※）を利用した者

※中核給油所整備事業：大規模災害が発生した場合に、緊急車両に優先給油等を行う給油所（中核給油所）を運営する揮発油販売業者が、当該給油所の災害対応能力を強化する取組に要する費用の一部を補助する事業

③提案書に記載のある不適合要件に該当していない者

④所在する都道府県及び所属する都道府県石油組合が、本事業を踏まえた協定等の締結・改訂に向けて協力を行っていること

### ・小口燃料配送拠点の場合

①揮発油販売業者もしくは石油販売業者

②小口燃料配送拠点整備事業（※）を利用したもの等

※小口燃料配送拠点整備事業：大規模災害が発生した場合に、医療施設又は避難施設等に対して燃料の配送を行う拠点（小口燃料配送拠点）を運営する揮発油販売業者及び石油販売業者が、当該拠点の災害対応能力を強化する取組に要する費用の一部を補助する事業。

小口燃料配送拠点整備事業を利用していない場合は、石油組合所有の小口拠点リストを添付する必要があります。

- ③提案書に記載のある不適合要件に該当していない者
- ④所在する都道府県及び所属する都道府県石油組合が、本事業を踏まえた協定等の締結・改訂に向けて協力を行っていること

採択後の補助金交付申請を行う場合は、上記の資格に加えて都道府県等と当該都道府県石油組合との間で締結される協定等(平成27年度以降の本事業に係る管理費を都道府県等が支援することに言及)の写しを提出することが必要です。

### **3. 備蓄の対象となる施設**

中核給油所、(必要に応じて)小口燃料配送拠点

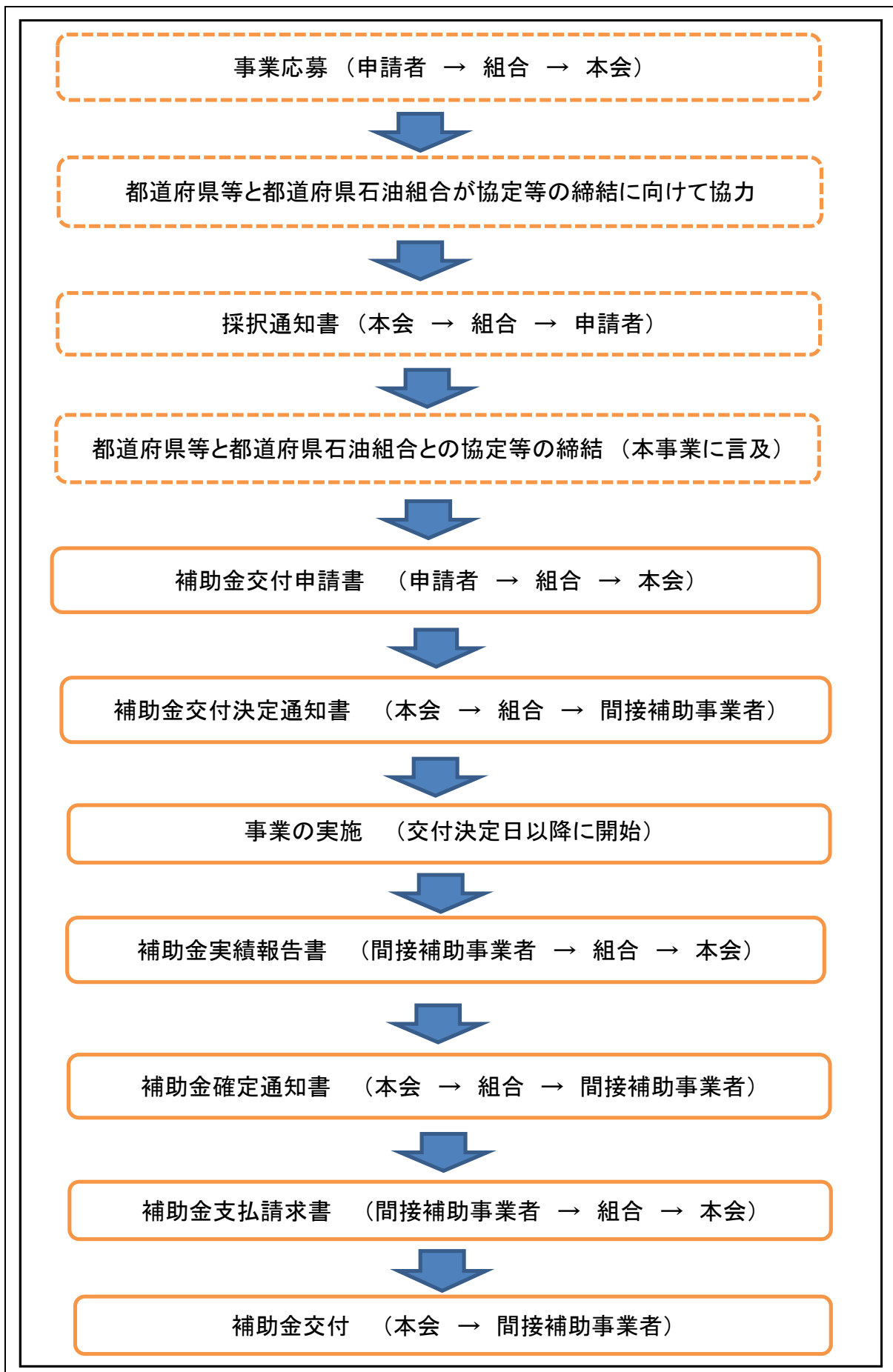
### **4. 補助対象経費**

補助対象となる経費は、次の内容となります。

- (1) 備蓄燃料購入費用
  - ・ 原則として中核給油所の場合は1SSあたりガソリン及び軽油それぞれ 2.5klの合計 5.0klの購入費用(小口燃料配送拠点の場合は原則として1拠点あたり灯油・軽油・重油の合計 10~20klの購入費用)
- (2) 備蓄燃料保管管理費用<sup>(注1)</sup>
  - ・ 29,000円×保管日数／365日

(注1)備蓄燃料購入日から実績報告書提出日まで

## 5. 補助金の申請から交付までの流れ



## Ⅱ. 事業応募の手続

### 1. 募集期間

平成26年2月28日(金)～9月19日(金)まで随時受付(都道府県石油組合必着)

#### <追加募集>

平成26年10月8日(水)～12月26日(金)まで随時受付(全石連必着)

### 2. 応募方法(提出書類)

事業応募のための提案書に以下の書類を添付して、中核給油所が所在する都道府県の石油組合に提出してください。

※様式書類は全国石油商業組合連合会(以下、「全石連」という)ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業提案書(様式第16号)
- ② 見積書(2業者以上の競争見積り、但し、競争に付すことが困難又は不適當である場合は理由書(様式第17号)を添付)
- ③ その他本会が必要に応じ要請する書類

### 3. 応募に関する注意事項

- ① 申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとで1回限りとします。
- ② 申請段階では備蓄燃料の購入を行わないでください。
- ③ 審査が終了して提案を採択した場合は、本会より「採択通知書」を発行いたしますので、要件が整い次第申請の手続きを行ってください。

## Ⅲ. 申請の手続

### 1. 申請書提出期間

(注2)  
都道府県と都道府県石油組合との協定(覚書)締結後～平成27年1月30日(金)まで  
(本会必着)

(注2)本事業への協力の内容(次年度以降の管理費を支援する等)を盛り込んだもの

### 2. 申請方法(提出書類)

申請書に以下の書類を添付して、中核給油所が所在する都道府県の石油組合に提出してください。

※様式書類は全石連ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業交付申請書(様式第1号)
- ② 見積書(2業者以上の競争見積り、但し、競争に付すことが困難又は不適當である場合は理由書(様式第17号)を添付)
- ③ 都道府県との協定書(覚書)の写し
- ④ 中核給油所の届出書写し(小口燃料配送拠点の場合は「小口燃料配送拠点整備事業」の確定通知書写し)(注3)
- ⑤ 石油販売業者で証明する場合は、石油の備蓄の確保に関する法律の届出書写し等
- ⑥ 本事業において、備蓄するタンクを含む図面(備蓄する油種及び備蓄量を明記)
- ⑦ その他、本会が必要に応じ要請する書類

(注3)小口配送拠点において、小口燃料配送拠点整備事業を利用していない場合は、石油組合所有の小口拠点リストを添付してください。

なお、確定通知がなされていない場合は、交付決定通知書の写しを添付してください。ただし、小口燃料配送拠点整備事業を実施していない場合は、本事業の補助対象外となります。(実績報告書を提出する際に、小口燃料配送拠点整備事業の確定通知書の写しを提出していただくこととします。)

### 3. 申請に関する注意事項

- ① 期限内に事業応募の提案書を提出し、本会発行の採択通知書受理後に申請となります。
- ② 申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとで1回限りとします。
- ③ 申請段階では備蓄燃料の購入を行わないでください(交付決定日前に発生した経費は補助対象外となります)。

- ④ すべての申請案件について審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、本会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に燃料購入、備蓄管理を行ってください。



## IV. 補助金の支払手続

### 1. 実績報告書の提出

燃料購入(備蓄開始)し支払いが完了した場合は、下記の本会が定める期間中に実績報告書を提出していただきます。

実績報告書提出期間

平成27年2月2日(月)～平成27年2月25日(水)まで(本会必着)締切厳守

### 2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは、実績報告書及び以下の書類を添付して、中核給油所が所在する都道府県の石油組合に提出してください

※様式書類は全石連ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業実績報告書(様式第10号)
- ② 燃料購入に関する見積書(2業者以上の競争見積り、但し、競争に付すことが困難又は不相当である場合は理由書(様式第17号)を添付)
- ③ 燃料購入に関する「請求書の写し」
- ④ 支払証票書類の写し(支払いの完了を証明する書類)
  - ・「金融機関振込依頼書(金融機関の受付印があるもの)写し」等
- ⑤ 備蓄燃料保管管理表
  - ・備蓄開始日から実績報告書提出日までの毎日の在庫数量を記載したもの(詳細は下記V. 備蓄燃料の保管管理等 を参照)
- ⑥ その他、本会が必要に応じ要請する書類
  - (小口燃料配送拠点で、申請時に小口燃料配送拠点整備事業の確定がなされていない場合は、「確定通知書の写し」) 本手引書 P6(注3)参照

※本会にて実績報告書類の内容を確認した後、最終的な補助金の金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

### 3. 支払請求書の提出

本会より送付された「補助金額確定通知書」の金額を確認し、支払請求書に必要事項を記入の上、石油組合へ速やかに提出してください。なお、補助金の交付は、本事業がすべて終了する27年3月末頃に送金する見込みです。

※様式書類は全石連ホームページよりダウンロードしてください。

## V. 備蓄燃料の保管管理等

### 1. 備蓄燃料の保管

都道府県等と都道府県石油組合との間で締結された製品備蓄に係る協定等に基づき、災害発生時における緊急車両への優先供給を目的に購入された備蓄燃料（原則ガソリン及び軽油それぞれ 2.5klの合計 5.0kl）は、常に中核給油所で保管されていることが必要となります。

補助事業により備蓄した燃料（以下「備蓄燃料」という。）については、都道府県等による補助があることを前提として、補助事業の完了から4年間（平成30年度末まで）は、在庫数量が備蓄燃料の数量を下回らないよう管理してください。

補助事業の完了から4年が経つ前（平成30年度末まで）に在庫数量が備蓄燃料の数量を下回った場合には、交付された燃料購入費の全額を本会に返納して頂くこととなります。

また、万が一5年を経過する前に災害が発生し備蓄燃料を放出した場合であっても、さらなる災害発生に備えて備蓄の継続をする必要がありますので、災害発生前と同量の燃料を備蓄し直してください。もし改めて備蓄をしない場合、国庫補助により調達した備蓄燃料の購入費は国庫返納していただくこととなります。

### 2. 保管管理の方法・内容

備蓄を行う中核給油所におけるガソリンと軽油の在庫数量を毎日記録した上で、とりまとめ石油組合に提出してください（小口燃料配送拠点の場合も、同様に報告等を実施）。

※在庫数量が備蓄数量を下回ることがあれば、補助金が交付されなくなる場合がありますのでご注意ください。

## IV. 申請窓口・問合せ先一覧

お問い合わせは、SSの所在する石油組合又は全石連 総務グループへ

組合名	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47 石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6 宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5 福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形県山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 中小企業会館4階	025-267-1321
長野県石油商業組合	381-0035	長野市北条町25-1	026-254-5600
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5 群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0033	宇都宮市本町12-11 栃木会館7階	028-622-0435
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	350-0011	川越市久下戸3682-1 埼玉県石油会館	049-235-5111
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町2-17-14 石油会館4階	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町1-3 静岡県石油会館1階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央4-12-21 甲府法人会館3階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0004	津市栄町2-209 関権第2ビル3階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中710 富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月5-177 AUBE II 4階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津4階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町10-1 京阪藤の森ビル8階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル5階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主会館3階D室	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町17 和歌山県石油会館	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0023	神戸市中央区栄町通2-5-1 りそな神戸ビル5階	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0972	岡山市北区上中野1-19-48 岡山県石油会館	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0824	広島市南区的場町1-7-20 広島県石油会館	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488

山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216-1 泉ビル 301号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカビル 8階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	862-0967	熊本市南区流通団地 1-15-2 ハウディ第二別館 2階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
全国石油商業組合連合会	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 3階	03-3593-5811